|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 課　長 | 課長補佐 | 係　長 | 合　議 | 担　当 |
|  |  |  |  |  |

様式盛６０

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　年　月　日

　（宛先）

大津市長

協議者（建築主）住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（連絡先）

盛土規制法施行規則第８８条協議確認申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法に適合する建築物等であることについて、別紙図書を添えて次のとおり協議確認をお願いします。

|  |  |
| --- | --- |
| 1.建築しようとする  土地の所在及び面積 | 所　在　大津市 |
| 面　積　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 2.宅地造成等の  内容及び規模 | ①盛土のみにより生じる崖面  □無し　・　□有り（最高高さ　　ｍ）  ②切土のみにより生じる崖面  　□無し　・　□有り（最高高さ　　ｍ）  ③盛土及び切土で生じる崖面  　□無し　・　□有り（最高高さ　　ｍ）  ④上記①～③以外で崖面を生じない盛土  　□無し　・　□有り（最高高さ　　ｍ） |
| 3．計画建築物の用途  及び規模等 | 用　　途： 　　　　　　　　　構　　造：　　造　　階建  建築面積：　　　　　　㎡ 　　延床面積： ㎡ |
| 4．協議代理人  （※該当の場合のみ記載） | 住　所  氏　名  連絡先 |

上記内容については、建築確認申請の内容と相違ありません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（署名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※建築主又は代理人が署名

**市記入欄**

上記建築物については、宅地造成及び特定盛土等規制法に適合する建築物等であることを確認しました。

　　（適用条項）　法第12条第1項　又は　法第16条第1項　の許可不要

開発調整課確認

　（その他）　　・計画を変更される場合は、再度協議して下さい。

・協議確認書の有効期限は発行日から１年間とします。

・既存擁壁については、安全性を保証するものではありません。

　適切な管理に努めてください。

　　　　　　　令和　　年　　月　　日　　　大津市都市計画部開発調整課長

本協議確認書の取扱いについて

①**建築確認済証の交付を受けようとする時**に建築主事等から宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合しているかの確認を求められた場合に用いる。

②当該協議確認書の対象は、**市街化区域において行う計画敷地５００㎡以下の**建築計画とする。

③当該協議確認に必要な図書は次のとおりとする。

　ア）位置図

□当該地を緑枠で囲み、黄着色すること

　イ）公図、全部事項証明書（写し又はインターネット資料も可）

□当該地を緑枠で囲み、黄着色すること

　ウ）委任状

エ）現況写真

　　　　□建築敷地の状況が分かるものを添付すること。

□建築敷地の区域を緑線にて明示すること。

オ）現況平面図（地盤の改変が全くない場合は省略可）

□現況高さを表示すること

　カ）造成計画平面図

□盛土箇所を赤着色、切土箇所を黄着色すること

□現況と計画線を重ね合わせた図とすること（現況高及び計画高も表示すること）

□既存建築物及び予定建築物を表示すること

□断面線を表示すること（表書き「2.宅地造成等の内容及び規模」に該当する箇所）

　キ）造成計画断面図

　　　　□盛土箇所を赤着色、切土箇所を黄着色とすること

□現況と計画線を重ね合わせた図とすること（現況高及び計画高も表示すること）

□既存建築物及び予定建築物を表示すること

□表書き「2.宅地造成等の内容及び規模」に該当する断面図を図示すること

　ク）敷地求積図

　ケ）建築図面（平面図、立面図、面積表）

　コ）大津市チェックシート（盛土規制法に適合していることを確認するための書類の判定シート）

　　　　□判定結果及び確認日、確認者（建築主、調査者）が明記されたものを添付すること

　サ）その他必要と認められるもの

　　　　□本建築計画において見え高さが１ｍを超える既存擁壁に影響を及ぼす造成行為を行う場合は、当該既存擁壁の写真及び安全性を示す書類を添付すること

④適用

　　令和７年４月１日から適用する。

⑤（参考）建築基準法施行令　建築基準関係規定

第九条　法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四（法第八十八条第一項及び第二項

において準用する場合を含む。）並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含

む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の

規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。

一～八　（略）

九　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項、第十六条

第一項、第三十条第一項及び第三十五条第一項

　　十～十六　（略）